入札公告（建設工事）

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる３件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて３件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。また、工事件数に関わらず、同一の配置予定技術者２名まで申請可能とする。ただし、同一参加者による複数工事の落札は認めない。

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年７月24日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　垣下　禎裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

【A】日南・志布志道路　前川橋上部工工事

【B】日南・志布志道路　中尾橋上部工工事

【C】日南・志布志道路　内堀１号橋上部工工事（上記工事全て電子入札及び電子契約対象案件である）

⑶　工事場所

【A】鹿児島県志布志市志布志町大字帖字菖蒲山地先

【B】鹿児島県志布志市志布志町大字帖字道悦～西中尾地先

【C】鹿児島県志布志市志布志町大字帖字菖蒲山地先

⑷　工事内容

【A】橋梁形式：ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋、橋長：214.0m、最大支間長：98.0m、支承：４基、架設工法：張出架設工法

【B】橋梁形式：ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋、橋長：182.0m、最大支間長：88.0m、支承：４基、架設工法：張出架設工法

【C】橋梁形式：ＰＣＴラーメン箱桁橋、橋長：115.0m、最大支間長：56.2m、支承：６基、架設工法：張出架設工法

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【A】全体工期：契約締結日の翌日から令和10年３月31日まで

【B】全体工期：契約締結日の翌日から令和10年３月31日まで

【C】全体工期：契約締結日の翌日から令和10年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材

【A】コンクリート：約3900㎥、鉄筋：約730ｔ、ＰＣ鋼材：約140ｔ

【B】コンクリート：約2900㎥、鉄筋：約460ｔ、ＰＣ鋼材：約100ｔ

【C】コンクリート：約2400㎥、鉄筋：約360ｔ、ＰＣ鋼材：約120ｔ

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

⑽　本工事は、特定建設工事共同企業体の対象工事である。ただし、同一の企業が単体、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

また、１⑵記載の工事に特定建設工事共同企業体として参加資格の申請を行う場合は、その構成員は１⑵記載の他の工事に単体企業として参加資格の申請を行うことはできない。並びに１⑵記載の工事ごとに構成員の組合せを変更することはできない。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⒁　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒂　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒃　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒄　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒅　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

⒆　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒇　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取組みを行う試行工事である。

(21)　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。